

福祉生活病院常任委員会資料

(令和4年4月21日)

【件名】

- 令和3年度結婚支援事業の実施状況について (子育て王国課) . . . 2
- 子育て支援員の配置状況及び保育士等の配置基準に係る弾力化の実施状況について (子育て王国課) . . . 3
- 教育・保育施設等における安全・安心対策について (子育て王国課) . . . 5
- 米子児童相談所管内における虐待事案について (家庭支援課) . . . 6
- 鳥取県の「教育に関する大綱」の改定について (総合教育推進課) . . . 7

子育て・人財局

令和3年度結婚支援事業の実施状況について

令和4年4月21日
子育て王国課

えんトリー（とっとり出会いサポートセンター）により実施しているマッチング事業等の状況及び結婚支援事業の令和3年度の事業実施結果について、報告します。

1 えんトリー実施事業

(1) 1対1マッチング事業 (H28.3.29～)

未婚者同士の1対1のマッチングを行う「えんトリー」を県内3か所で運営し、また、島根県のマッチングシステム「しまこ」との連携により、県境を越えたマッチング（以下「山陰連携」という。）を実施した。

① 登録会員数：1,052人

[R4.3.31時点]

	会員数	うち男性	うち女性
えんトリー会員	611人 (710人)	399人 (445人)	212人 (265人)
山陰連携希望会員	441人 (410人)	296人 (321人)	145人 (89人)

※()は、R3.3.31時点

成婚退会者及び自動退会者の増により、令和2年度末に比べて登録会員数が減少している。

② カップル成立数：延べ1,008組（うち山陰連携109組）

R3年度：延べ196組（うち山陰連携40組）

③ 成婚報告数：延べ169組〔内訳〕会員同士78組（うち山陰連携7組）、会員と会員外87組、えんトリー・ナコード4組 R3年度：36組〔内訳〕会員同士16組（うち山陰連携4組）、会員と会員外16組、えんトリー・ナコード4組

(2) えんトリー・ナコード(R3.2～)

地域で仲人活動をしている方を「縁結びナビゲーター(縁ナビ)」として登録し、縁結びナビゲーター同士のネットワーク「えんトリー・ナコード」により、自分だけではなかなか見つけられないお相手探しやお見合いの場をサポートしている。

① 縁ナビの登録状況 (R4.3.31時点)

ア 登録者数：50名（男性30名、女性20名）

イ 居住市町村：10市町村（鳥取市、倉吉市、米子市、境港市、日吉津村、大山町、三朝町、北栄町、伯耆町、松江市（米子市在勤））

② 縁ナビによるマッチング (R4.3.31時点)

ア 利用登録者数：382名（男性217名、女性165名）

イ お見合い実施：190組（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

ウ カップル成立数：114組（えんトリー会員109名、えんトリー非会員119名）

エ 成婚報告数：4組（再掲）

(3) 婚活スキルアップセミナー開催事業 (H28～)

えんトリー運営者への補助事業により県内未婚者向けの婚活スキルアップセミナーを実施した。

① 開催回数：36回（東部22回、中部6回、西部8回）

② 参加者数：延べ305人（男性161人、女性144人）

③ 内容：婚活スキル（コミュニケーション、マナー、センスアップ、男女の心理、実践男女交流）を総合的に学ぶセミナー、カップル向けの婚活・交流サポートセミナー等 ⇒セミナーにより「結婚への意欲が高まった」と回答した方が8割あるなど、参加者の結婚に対する意識の変容につながった。

(4) 事業所間婚活コーディネーター設置事業 (H28～)

異業種間、事業所間の交流を仲介するコーディネーターをえんトリーに配置し、2～5人程度のグループ同士の交流会を実施した。

① 登録グループ数：113グループ（319名）[R4.3.31時点]

② 小規模交流会（1グループ対1グループ）：10回開催、53名参加

③ 中大規模交流会（多グループ対多グループ）：10回開催、116名参加

⇒25組のカップルが成立するなど、既存の人間関係を越えた新たな出会いの機会を創出した。

2 その他の結婚支援事業

若年層に対するライフプランセミナー

子育て支援団体に委託し、高校、企業等へ出向き、出産や結婚の知識・情報の提供、ふれあい体験の講座（オンライン開催も含む）を実施した。

① ライフプランセミナー・乳幼児ふれあい体験：6回開催 168人（高校、企業が参加）

② イクメン養成キャラバン：8回開催 42人（企業、出産予定の夫婦が参加）

⇒妊娠・出産に関する正しい知識の習得や、結婚や家庭を持つことに対する具体的なイメージをもつことにより自らのライフプランの大切さを考えるきっかけ・意識変容につながっている。

子育て支援員の配置状況及び保育士等の配置基準に係る弾力化の実施状況について

令和4年4月21日
子育て王国課

県で認定している子育て支援員の配置状況及び保育士等の配置基準に係る弾力化の実施状況について、各市町村を通じて調査を実施し、その結果を取りまとめましたので報告します。

1 調査の概要

調査対象：県内の保育所、認定こども園、地域型保育事業所、放課後児童クラブ等

調査時点：令和4年3月1日

調査内容：子育て支援員の配置人数、保育所・認定こども園における配置基準に係る弾力化の実施状況

2 子育て支援員の配置状況

子育て支援員は、「子ども・子育て支援新制度」（平成27年施行）により認められた新しい子育て支援の担い手で、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を習得するための全国共通の研修制度を創設し、子育て支援員の養成を図り、県が認定を行っている。

(1) 配置状況

365人の子育て支援員が、県内の保育所等において保育や子育て支援分野の各事業に従事している。
(単位：人)

施設区分	R3	R2	R1	H30
保育所・認定こども園	241	237	213	158
地域型保育事業所	19	20	16	10
放課後児童クラブ	49	48	64	56
ファミリー・サポート・センター	9	10	13	4
一時預かり事業	12	1	5	7
地域子育て支援拠点事業	30	23	14	24
利用者支援事業	5	5	11	8
合計	365	344	336	267

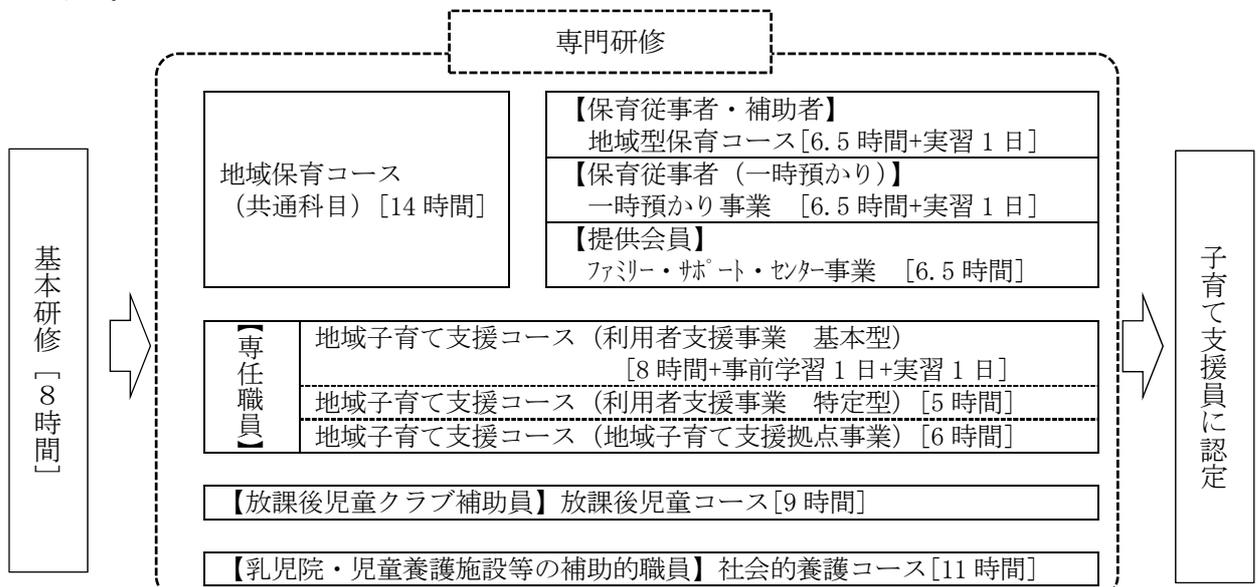
(2) 子育て支援員養成研修の内容

① 基本研修

子育て支援員として、小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ、社会的養護等の各事業に共通して最低限度必要とされる子育て支援に関する基礎的な知識、原理、技術及び倫理などを修得するものとし、子育て支援員としての役割や子どもへの関わり方等を理解するとともに、子育て支援員としての自覚を持たせることを目的とする。

② 専門研修

基本研修を修了した者が、子育て支援員として、保育や子育て支援分野の各事業等に従事するために必要な子どもの年齢や発達、特性等に応じた分野毎の専門的な知識・原理・技術・倫理などの修得を行うことを目的とする。



(3) 研修修了者数

(単位：人)

区分		従事する主な施設	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	合計
修了者数			165	292	343	338	238	254	182	1,812
主な専門研修 内訳 (※)	地域型保育 コース	保育所・認定 こども園	38	90	179	148	113	135	97	800
	一時預かり 事業	一時預かりを 行う保育所等	31	24	12	24	13	8	20	132
	放課後児童 コース	放課後児童ク ラブ	24	70	59	72	41	43	23	332

※専門研修は複数受講可能。

(4) 令和4年度の研修スケジュール（予定）

全研修をEラーニングで実施

<前期コース>

6月 受講生募集

7月～10月 基本研修、専門研修の受講

<後期コース>

9月 受講生募集

10月～1月 基本研修、専門研修の受講

3 保育士等の配置基準に係る弾力化の実施状況

(1) 実施状況

県内の保育所・認定こども園、地域型保育事業所（全 232 施設）のうち、91 施設で保育士等の配置基準の弾力化を実施しており、子育て支援員 176 人を含め、小学校教諭免許状保有者など 235 人が保育士・保育教諭とみなされて保育に従事している。

	R3	R2	R1	H30
実施施設数	91 施設	92 施設	87 施設	61 施設
弾力化実施施設における保育士以外の配置人数	235 人	253 人	206 人	145 人
子育て支援員	176 人	183 人	142 人	97 人
常勤で1年以上の従事経験者	34 人	32 人	39 人	20 人
幼稚園教諭免許状保有者	19 人	24 人	17 人	19 人
小学校教諭免許状保有者	4 人	5 人	4 人	3 人
養護教諭免許状保有者	2 人	9 人	4 人	6 人

<実施施設からいただいた声>

- ・朝、夕方の職員配置に余裕ができ、子どもの保育充実につながっている。
- ・保育士の配置にゆとりができ、コロナ感染症予防対策にも対応ができた。
- ・基本的な知識等を備えた職員が増えることで、保護者も安心信頼できる保育につながっている。

(2) 制度内容

国が平成 28 年4月に待機児童解消のための緊急的・時限的な対応として打ち出した保育士配置基準に係る特例で、本県においても県条例で基準を定めて以下の運用を認めている。(適用期間:令和7年3月末まで)

① 朝夕など園児が少ない時間帯における弾力化

⇒保育士最低2名配置の要件について、朝夕など園児が少数になる時間帯において、保育士2名のうち1名を子育て支援員等に代替可能とする。

② 保育士と近接する職種を保育士とみなす弾力化

⇒保育士と近接する職種である幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を保育士に代えて活用可能とする。

③ 8時間以上開所する保育所等における職員配置の弾力化

⇒8時間を超えた保育所等開所により、配置基準上必要となる保育士数を上回って必要となる保育士について、子育て支援員等に代替可能とする。

教育・保育施設等における安全・安心対策について

令和4年4月21日
子育て王国課

令和4年1月20日に公表された「教育・保育施設等における事故防止に向けた調査検証チーム」による検証報告書において、県の取組として提言・意見のあったものに係る状況について、報告します。

1 ヒヤリハット事例集の作成・公表

検証に当たり、令和3年9月に「事故防止及び事故発生時の対応に係る研修等の実施状況調査」を実施したところ、各施設から多くのヒヤリハット事例を御報告いただいたことから、各教育・保育施設等において、安全管理対策を推進していただく際に参考として御活用いただけるよう、これらの事例(計96事例)と対策を事例集として取りまとめ、県内各施設へ周知し、当課ホームページに掲載しました。

【参考】ヒヤリハット事例の収集・活用等の状況

〔R3.9 時点〕

	職員からのヒヤリ・ハット事例の報告の収集 (施設)		ヒヤリ・ハット事例報告の活用方法 (複数回答可) (施設)					ヒヤリ・ハット事例を活用していない理由 (複数回答可) (施設)			
	行っている	行っていない	安全研修の教材	自己研鑽用資料	園内会議資料	ほとんど活用していない	その他	職員がその存在を知らない	使いにくい	活用できる情報が少ない	その他
保育施設等計	291	5	114	190	260	7	13	3	2	4	1
保育所	140	0	59	99	123	2	5	1	1	1	0
認定こども園	50	0	16	20	45	1	4	0	0	0	1
幼稚園	12	0	3	7	12	0	0	0	0	0	0
届出保育施設	41	4	15	27	38	0	3	0	0	0	0
小規模保育事業	36	0	19	29	35	1	0	1	1	1	0
病児・病後児保育事業	12	1	2	8	7	3	1	1	0	2	0
放課後児童クラブ	148	37	43	94	91	10	16	5	1	5	2

※ヒヤリハット事例報告の活用方法

- ・ヒヤリハット報告書を職員室に掲示し、全職員が見ることで再発防止に努める。
- ・法人内のリスク委員会で各園の統計をとり、要因分析や傾向と対策等を協議し情報共有しながら事故を未然に防ぐ。

※ヒヤリハット事例の活用に向けた取組

- ・令和3年度の児童福祉施設等の指導監査及び私立幼稚園等の運営状況調査において、ヒヤリハット事例等を踏まえた安全対策の実施について、重点項目として助言指導を実施。

2 県の安全管理マニュアルの作成

当課において、教育・保育施設等における事故対応に係る共通理解を図り、事故発生時の対応を適切に行うとともに、未然防止や再発防止の取組や施設への指導支援を着実にを行うため、国のガイドライン等に基づき自治体が行うべき内容等について、課内の役割分担や対応等を定めた安全管理マニュアルを作成し、県内各施設や市町村へ周知しました。

〔主な内容〕

- ・事故発生時の対応
 - 国への報告、施設の指導支援（施設訪問、現場保存、事故状況の記録、保護者対応等）
 - 施設・事業者・保護者等への支援（心のケア等）
 - 事故後の検証（事故防止に向けた調査・検証チームの設置）
- ・事故の再発防止のための取組
 - 検証結果と再発防止策（改善すべき点等）の周知
 - 検証結果を踏まえた指導監査等の実施
- ・事故防止（予防）のための取組
 - 職員の資質向上の取組（研修の実施、施設・事業者の安全対策の取組支援）
 - 指導監査（安全管理に関する現地指導）等の実施
 - ガイドライン（マニュアル、事例集等）の作成・周知
- ・事故発生時の県子育て王国課内の職員体制・役割分担

米子児童相談所管内における虐待事案について

令和4年4月21日

家庭支援課

1 事案の概要

米子児童相談所（以下「米子児相」という。）が虐待事案として継続して関わっていた児童（以下「本児」という。）の実母が、施設に入所中の本児を令和3年1月5日頃から約1年間、自分のところに来るように誘い、居所を移して自己の支配下に置くなどしたため、誘拐の疑いで令和4年2月2日に逮捕された。（3月10日に不起訴が決定）

2 経過

- ・平成29年10月 実母からの身体虐待及び心理的虐待により兄弟4名を養育里親に委託
- ・令和2年8月28日 本児が養育里親宅から家出
- ・令和2年8月31日 本児が自宅に戻ってきたと実母から警察に連絡があり、本児を保護
- ・令和2年11月1日 発見から児相での一時保護を経て本児を児童養護施設に措置変更
- ・令和3年1月5日 児童養護施設から本児が家出、家出発後、実母に電話連絡（深夜0時）
- ・令和3年1月5～7日 実母宅を警察、児童相談所が家庭訪問したが、実母宅で本児を発見できず
- ・令和3年1～3月 週2～3回、時間帯を変えて米子児相職員が実母の自宅周辺等の見回りを実施したが、本児の姿を確認できず
- ・令和3年3月17日 関係者（米子児相・警察・弁護士）で今後の対応を協議したが、この時点では実母が匿っている可能性はあるが確証がないため、刑法や児童虐待防止法による強制力のある法的対応は困難であると判断。目撃情報等があれば随時情報共有し、引き続き関係者で連携して今後の対応を検討していくことを確認
- ・令和3年3月以降 米子児相での実母との来所面接（月1～2回）や電話連絡の際に、本児の動向について確認（保護者は一貫して全く情報がないとの回答）
- ・令和3年5月28日 本児らしき児童と実母が一緒にいたとの目撃情報
- ・令和3年6月9日 本児と実母が一緒にいたとの目撃情報
- ・令和3年6月以降 目撃情報等があれば自宅周辺の巡回を行うとともに、関係者とは随時協議
- ・令和3年11月18日 目撃証言により、未成年者略取誘拐罪で告訴する要件は満たすであろうとの弁護士の助言を受け、米子児相は告訴することを決定
- ・令和4年1月7日 米子警察署に米子児童相談所長が刑事告訴
- ・令和4年2月2日 未成年者誘拐の疑いで実母を逮捕
- ・令和4年3月10日 不起訴決定
- ・令和4年3月31日 児童福祉司指導を付し本児の家庭復帰を決定
 - ・児童福祉司による家庭訪問（2回/月）
 - ・福祉や教育の関係機関も本児や世帯を支援（家事援助、カウンセリング）

3 米子児相の対応の検証

➤ この度の児童の家出から実母の逮捕にいたる一連の米子児相の対応について、初動対応等児童にとって最善の策であったか、適切であったか等について、他の児童相談所及び当課で検証を行っているところ。

○4月18日 第1回内部検証会議

初動の対応、捜索方法、警察をはじめとする関係機関との情報共有等について、米子児相から提出された報告書、ケース記録、関係資料を基に、中央児相、倉吉児相、家庭支援課で検証を行った。

次回、目撃情報を受けた後の対応、学校との連携等の詳細を米子児相からヒアリングを行い、内部検証結果をまとめることとした。

○4月下旬～5月中旬に、第2回内部検証会議を開催予定

➤ 内部の検証後、検証結果について外部の有識者（未定）から意見をいただき、改めて検証を行うこととする。

鳥取県の「教育に関する大綱」の改定について

令和4年4月21日
総合教育推進課
教育総務課

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項に基づく「教育に関する大綱」について、令和4年4月1日付けで改定しましたので、報告します。

1 改定の概要

- ・第一編（中期的な取組方針）について、国際バカロレア教育の導入、少人数学級のさらなる推進や県立夜間中学の開校準備など、本県の新たな動きに対応した取組を明記した。
- ・第二編（毎年度の重点取組施策）について、授業改革、学力向上、ICT活用教育、いじめ・不登校対策、ヤングケアラーの支援強化等、令和4年度に取り組む重点施策を盛り込んだ。

2 改定のポイント

➤ 第一編 中期的な取組方針について

- ・「1 学ぶ意欲を高める学校教育の推進」に、県立高等学校への国際バカロレア教育導入について明記した。
- ・「3 時代や社会の変化に対応できる教育環境の充実」に、鳥取県独自の少人数学級の推進、ヤングケアラーの早期発見・早期支援、県立夜間中学の開校に向けた準備について明記した。
- ・「5 スポーツ・文化芸術の振興」に、世界中の優れた文化芸術等に触れることで多様な価値観を身に付け、グローバル化した世界や地域貢献できる人財の育成、地域移行に向けた運動部活動の在り方の検討、世界の舞台上で活躍できる可能性を秘めたジュニア競技者の発掘・育成について明記した。

➤ 第二編 令和4年度重点取組施策について（新たに明記した主な取組）

- ・授業改革の推進について、小学校高学年において教科担任制の導入による質の高い授業の提供を推進すること。
- ・学力向上策の推進について、「鳥取県・市町村学力向上推進会議」を設置し、学力向上の課題解決に向けて全县一体となった取組の推進や、学校全体での組織的な授業改善の取組、鳥取県独自の学力・学習状況調査の分析等を活用して作成する個人カルテにより個に寄り添った指導・支援を推進すること。
- ・ICT活用教育の推進について、鳥取型教育DX^{※1}の実現に向けた、STEAM教育^{※2}などの教科横断的な学びや、個々の学習情報等、各種データを活用した客観的根拠に基づく質の高い教育の取組の推進、ICT端末の持ち帰りによる自宅学習の促進等、コロナ禍においてもICTを活用した学びを止めない体制を整備するとともに、GIGAスクール運営支援センターの設置や県立学校ネットワーク回線強化によりICT活用を支えること。
- ・国際バカロレア教育の導入について、令和5年度からの県立倉吉東高等学校への導入に向けた必要な人材確保や学習環境の整備等を行うとともに、国際バカロレアの認知度向上や機運醸成を図ること。
- ・ふるさとキャリア教育の推進について、製造現場でAI実装ができる人材育成を目的に、高校生を対象とした「スーパー工業士」制度を新設し、ものづくり産業の人材育成を進めること。
- ・小学校における30人学級の推進について、国よりさらに一步先行する形で順次本県独自の取組を進めること。
- ・いじめ・不登校対策について、県・市町村による「いじめ・不登校等対策連携会議」において、学校が抱える諸課題の解決に向けた具体的な対策を検討し、課題を抱える学校への重点的な訪問・指導助言を行うこと。
- ・ヤングケアラーに対する支援体制強化について、各学校において児童生徒が相談しやすい体制を整え、適切な支援機関に繋げるとともに、SNSでの相談対応やオンラインサロンを開催し、ヤングケアラーを孤立させない取組を行うこと。
- ・県立夜間中学開校に向けた準備について、令和6年4月の開校を目指して、施設整備等を進めるとともに、シンポジウム、イベントの開催等により周知を図ること。
- ・障がい児への支援体制の充実について、きこえない・きこえにくい子とその家族の支援の中核として設置される「きこえない・きこえにくい子のサポートセンター（仮称）」の協力を得ながら手話を含めた教育支援体制の充実に取り組むとともに、医療的ケア児等支援センターの協力を得ながら医療的ケア児・保護者が希望する教育の場で学習できるよう教育体制の充実に取り組むこと。
- ・県立美術館の整備促進について、学校教育との連携に重点を置きながら、幅広い年代や障がいのある方への学びへの支援等も視野に入れた「美術ラーニングセンター（仮称）」の稼働に向けた取組を推進すること。

※1 教育DX (Digital Transformation) は、デジタル技術やデータの活用により、カリキュラムや学習のあり方などの教育手法や教職員の業務、組織、プロセス、学校文化を革新し、時代に対応した教育を確立すること。

※2 STEAMは、Science (科学)、Technology (技術)、Engineering (工学・ものづくり)、Arts (芸術・リベラルアーツ)、Mathematics (数学)の略。STEM (Science, Technology, Engineering, Mathematics) に加え、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲でArtsを定義し、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な学習。